

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日 法律第127号）に基づく情報の公表

随意契約の内容

工事名称	本館自家発電設備始動用蓄電池改修工事
場 所	東京都千代田区永田町1-7-1
種 別	電気工事
概 要	本館自家発電設備のエンジン始動用蓄電池が故障したため、蓄電池本体の交換を行うものである。
契約年月日	令和4年12月23日
契約の相手方の商号又は名称及び住所	株式会社第一テクノ 東京都品川区南大井6-13-10
予定価格	10,175,000（円）
契約金額	9,900,000（円）
随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	<p>会計法第29条の3第4項                      予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本工事は、本館自家発電設備のエンジン始動用蓄電池が故障したことによるものであり、非常時の議院活動等に著しい支障を来すことから、直ちに設備の復旧を行う必要がある。</p> <p>左記業者は、本院自家発電設備の点検保守業務を行っており、工事対象物に精通し、施工に要する試験調整を含む人員及び資機材の調達を行うことができ、今回求める迅速な対応が可能な者であるため</p>
工 期	令和4年12月26日から令和5年2月28日まで
変更契約年月日	
変更金額	（円）
変更契約後の契約金額	（円）
変更契約の理由	